# 后川朱公報

平成 28 年 5 月 10 日

第 12899 号(火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

| 目 | 次        |
|---|----------|
|   | <b>/</b> |

| 告 示 ○歳入の徴収事務の委託    | (少子化対策監室) | 1 | <ul><li>○大規模小売店舗の新設の届出の公告</li><li>○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧</li></ul> | .,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 営支担         | 爰課) | 5 |
|--------------------|-----------|---|---|---|-------------|-----|---|
| ○県道の区域の変更          | (道路整備課)   | 1 | 0,2013.213.131203.41212.31.132.03.142.03                        |   | <b>美政</b> 第 | (課) | 6 |
| ○県道の供用の開始          | (同)       | 1 | ○土地改良区の役員退任公告   | (農業                                     | <b>美基独</b>  | 盆課) | 7 |
| 公告                 |           |   | ○土地改良区の役員就任公告   | (                                       | 同           | )   | 7 |
| ○入札公告              | (行政経営課)   | 2 | ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定   | 及び終                                     | 従覧4         | 公告  |   |
| ○平成28年度石川県介護支援専門員第 | 実務研修受講試験公 |   |   |   | 同           | )   | 8 |
| 告                  | (長寿社会課)   | 3 | ○基本測量実施公告   | (監                                      | 理           | 課)  | 8 |
| ○平成28年度狩猟免許試験並びに狩り | 鼡免許更新の適性試 |   | ○基本測量終了公告   | (                                       | 同           | )   | 8 |
| 験及び講習の実施公告         | (自然環境課)   | 4 |   |   |             |     |   |

告 示

## 石川県告示第264号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。 平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 委 託 事 項          | 委託           | 先 委託期間               |
|------------------|--------------|----------------------|
| 要 託 事 項          | 所 在 地        | 名 称 委託期間             |
| 保育士登録に係る手数料の徴収事務 | 東京都千代田区麹町 社会 | 幸福祉法人日本保 平成28年4月1日から |
|                  | 1丁目6番地2 育協   | 3会 平成29年3月31日まで      |

# 石川県告示第265号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。 なお、その関係図面は、平成28年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名    |                                      | ì      | 首     | 路   |   | の | 区   | 域           |        | 関係図面の            |
|--------|--------------------------------------|--------|-------|-----|---|---|-----|-------------|--------|------------------|
| 始 旅 名  | 変                                    | 更      | の     | 区   | 間 |   | 旧新別 | 敷地の幅員(m)    | 延長(m)  | 縦覧場所             |
| 小匠上洼水蛸 | 金沢市大桑町                               | 丁ユ 1 種 | 番 5 地 | 先から |   |   | 旧   | 7.37~31.64  | 146. 8 | 県 央 土 木<br>総合事務所 |
| 小原工何小豚 | 小原土清水線 金沢市涌波町癸 7番 2 地先まで             |        |       |     |   |   | 新   | 11.00~31.64 | 146. 8 | 維持管理課            |
| 羽咋田鶴浜線 | 羽咋郡志賀町二所宮タ1番地先から<br>羽咋郡志賀町二所宮ソ5番地先まで |        |       |     |   |   | 旧   | 8.01~11.97  | 450. 0 | 中能登土木総合事務所       |
| 初昨四鶴供稼 |                                      |        |       |     |   |   | 新   | 10.46~22.82 | 450. 0 | 維持管理課            |

# 石川県告示第266号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年5月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成28年 5 月 10 日 石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名    | 供用開始の区間                              | 供用開始の期日          | 関係図面の<br>縦 覧 場 所          |
|--------|--------------------------------------|------------------|---------------------------|
| 小原土清水線 | 金沢市大桑町ユ1番5地先から<br>金沢市涌波町癸7番2地先まで     | 平成 28 年 5 月 10 日 | 県 央 土 木<br>総合事務所<br>維持管理課 |
| 羽咋田鶴浜線 | 羽咋郡志賀町二所宮タ1番地先から<br>羽咋郡志賀町二所宮ソ5番地先まで | II               | 中能登土木<br>総合事務所<br>維持管理課   |

 公
 告

 入
 札
 公
 告

次のとおり一般競争入札を実施する。 平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 委託業務名 平成28年度情報化研修業務
- (2) 業務内容 石川県職員等に対する情報化研修の実施業務
- (3) 委託期間

契約締結の日から平成28年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成28年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、行政機関職員向けの情報化研修に係る委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、本委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成28年5月10日 (火) から同月17日 (火) まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県 条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県総務部行政経営課情報システム室
- エ 提出方法 持参により提出すること。
- (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成28年5月20日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室

電話 076-225-1321

(2) 仕様書交付期間

平成28年5月10日(火)から同月17日(火)まで(県の休日を除く。)

(3) 仕様書交付時間

午前9時から午後5時まで

- 5 入札の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年5月30日(月)午後1時30分
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎 13階 1312会議室
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限範囲内で最低の 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

平成28年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり 実施する。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成28年10月2日(日) 午前10時から

2 試験の場所

石川県社会福祉会館 (金沢市本多町3丁目1番10号)

福祉総合研修センター (金沢市本多町3丁目2番15号 県立図書館内)

石川県立工業高等学校 (金沢市本多町2丁目3番6号)

石川県立看護大学 (かほく市学園台1丁目1番地)

3 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

平成28年6月10日(金)から同月24日(金)まで(なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを受け付ける。)

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター

〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号

電話番号 076-221-1833

6 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

平成28年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成28年度の狩猟免許試験並びに狩猟免許更新の適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12899号

## 1 日時及び場所

#### (1) 狩猟免許試験

| 日時                        | 申 請 期 間                            | 場                                       | 主な対象区域 |
|---------------------------|------------------------------------|---|--------|
| 平成28年6月24日(金)<br>午前10時から  | 平成28年5月16日(月)から<br>同年6月10日(金)まで    | 金沢市鞍月1丁目1番地<br>石川県庁行政庁舎<br>第1105会議室     | 県 全 域  |
| 平成28年7月29日(金)<br>午前10時から  | 平成28年6月20日(月)から<br>同年7月15日(金)まで    | 七尾市本府中町ヲ部38番地<br>七尾サンライフプラザ<br>中ホール     | n,     |
| 平成28年9月17日 (土)<br>午前10時から | 平成28年8月8日 (月) から<br>同年9月2日 (金) まで  | 金沢市鞍月2丁目1番地<br>石川県地場産業振興センター<br>本館第1研修室 | n,     |
| 平成29年2月21日 (火)<br>午前10時から | 平成29年1月13日 (金) から<br>同年2月7日 (火) まで | 七尾市本府中町ヲ部38番地<br>七尾サンライフプラザ<br>中ホール     | IJ     |

## (2) 狩猟免許更新適性試験及び講習

| 日 時                      | 申請期間                              | 場所                     | 主な対象区域 |  |
|--------------------------|-----------------------------------|------------------------|--------|--|
| 平成28年7月22日(金)            | 平成28年6月13日(月)から                   | 金沢市鞍月1丁目1番地            |        |  |
| 平成28年 7月22日 (金) 午後 1 時から | 平成28年6月13日 (月) から   同年7月8日 (金) まで | 石川県庁行政庁舎               | 加賀地域   |  |
| 十後1時から                   | 阿平(月8日(金)まじ                       | 第1105会議室               |        |  |
| 平成28年8月19日(金)            | 平成28年7月11日(月)から                   | 輪島市三井町洲衛10-11-1        |        |  |
|                          |                                   | 奥能登総合事務所(のと里山空港4階) 能 登 |        |  |
| 午後1時から 同年8月5日(金)まで       |                                   | 41会議室                  |        |  |

## 2 申請書等の提出先

住所地を管轄する各石川県農林総合事務所管理部

3 その他

試験、講習等についての問合せは、石川県環境部自然環境課又は各石川県農林総合事務所管理部へすること。

# 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター輪島店

輪島市山岸地区土地区画整理事業施工地内1街区1ほか14筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年11月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,517平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 63台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 7台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 37.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 45立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 2箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成28年4月25日

## 8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び輪島市産業部漆器商工課

9 届出等の縦覧期間

平成28年5月10日から同年9月12日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年9月12日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理 機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意 見書を提出することができる。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定              | 賃借権の設定等を受ける土地    |                     |
|---------------------|------------------|---------------------|
| 氏名又は名称              | 住 所              | 貝目惟の政定寺を支げる工地       |
| 西栄 慧一               | 加賀市西島町井132-1     | 加賀市西島町67-1ほか13筆     |
| 有限会社 河内農村振興公社       | 白山市河内町福岡200      | 白山市河内町吉岡南75ほか19筆    |
| 田中 肇                | 能美市末信町イ70        | 能美市末信町へ64-1ほか4筆     |
| 丸山 秀明               | 能美郡川北町字舟場島ハ93    | 能美市下清水町ヨ14ほか2筆      |
| 吉村 陽一               | 能美郡川北町字舟場島ハ74    | 能美市下清水町ヨ58          |
| 山﨑 茂一               | 能美市秋常町ト163       | 能美市新保町35-1ほか2筆      |
| 山田 誠彦               | 能美郡川北町字与九郎島ト1    | 能美郡川北町字与九郎島31-1ほか4筆 |
| 酒井 高志               | 能美郡川北町字田子島甲5     | 能美郡川北町字田子島66ほか1筆    |
| 廣瀬 純一               | 能美郡川北町字田子島甲8     | 能美郡川北町字田子島151-1     |
| 村上 清将               | 能美郡川北町字田子島26     | 能美郡川北町字与九郎島128ほか14筆 |
| 有限会社 わくわく手づくりファーム川北 | 能美郡川北町字壱ツ屋93     | 能美郡川北町字橘新77ほか2筆     |
| 農事組合法人 アグリ田子島       | 能美郡川北町字田子島ウ127-1 | 能美郡川北町字田子島ち66-1     |
| 中川 利和               | 能美郡川北町字舟場島ハ12    | 能美郡川北町字舟場島161-1ほか2筆 |
| 宮川 吉則               | 能美郡川北町字橘口123-1   | 能美郡川北町字舟場島6-1       |
| 有限会社 北次農場           | 能美郡川北町字朝日イ24     | 能美郡川北町字土室227ほか21筆   |
| 土谷 治                | 能美郡川北町字与九郎島へ66-5 | 能美郡川北町字与九郎島44-1     |
| 吉岡 公次               | 能美郡川北町字中島ヲ153-1  | 能美郡川北町字中島イ11-1ほか6筆  |
| 宮本 明美               | 能美郡川北町字中島ハ46-1   | 能美郡川北町字中島町ホ30-2ほか6筆 |
| 農事組合法人 風と水          | 能美郡川北町字中島ヲ115    | 能美郡川北町字中島ホ21ほか2筆    |
| 農事組合法人 アグロス御門       | 河北郡津幡町字御門チ161    | 河北郡津幡町字谷内乙19-1ほか3筆  |
| 農事組合法人 スワン          | 河北郡津幡町字舟橋164     | 河北郡津幡町字川尻は46ほか3筆    |
| 農事組合法人 ファームくらみ      | 河北郡津幡町字倉見夕352    | 河北郡津幡町字倉見ツ59-1ほか50筆 |
| 農事組合法人 上大田営農組合      | 河北郡津幡町字上大田ル8     | 河北郡津幡町字上大田大30-1ほか3筆 |
| 高山 國雄               | 河北郡津幡町字上大田ル57    | 河北郡津幡町字上大田宮88-1ほか3筆 |
| 松田 久                | 羽咋市柴垣町17-149     | 羽咋市柴垣町1002-1ほか1筆    |
| 長浦 和弘               | 羽咋市柴垣町16-14-1    | 羽咋市柴垣町1185ほか3筆      |
| 長濵 恵司               | 羽咋市滝谷町ホ92-1      | 羽咋市柴垣町1500ほか5筆      |

| 農事組合法人 夢ふく     | 羽咋市円井町カ240        | 羽咋市円井町519ほか5筆         |
|----------------|-------------------|-----------------------|
| 奥森 英夫          | 羽咋市千路町西区53、54、55  | 羽咋市千路町は19-1           |
| 糀田 幸雄          | 羽咋市寺家町チ28         | 羽咋市寺家町727             |
| 杉本 喜久男         | 羽咋市神子原町155        | 羽咋市神子原町27-2ほか5筆       |
| 川口 建一          | 羽咋市神子原町ヌ46        | 羽咋市神子原町は135           |
| 渡 勝己           | 羽咋市旭町コ134-1       | 羽咋市東的場町中田35           |
| 有限会社 フロンティアはら  | 羽咋市本江町84          | 羽咋市中川町10              |
| 藤井 悟           | 羽咋市下曽袮町ね64        | 羽咋市下曽袮町66ほか1筆         |
| 越田 秀俊          | 羽咋市円井町カ222        | 羽咋市菱分町ハ10-1ほか4筆       |
| 武田 純一          | 鹿島郡中能登町小竹ア38甲     | 鹿島郡中能登町小竹サ13ほか32筆     |
| 坂口 勝彦          | 輪島市門前町道下47-1-8    | 輪島市門前町本市は41番ほか2筆      |
| 農事組合法人 岩井戸農産   | 鳳珠郡能登町字黒川38号37番地  | 鳳珠郡能登町字鴨川3字56番ほか85筆   |
| 農事組合法人 SKYファーム | 鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地  | 鳳珠郡能登町字合鹿 5 号46番ほか16筆 |
| 有限会社 ワールドファーム  | 茨城県つくば市谷田部3395番地1 | 鳳珠郡能登町字白丸356番ほか1筆     |
| 有限会社 内浦アグリサービス | 鳳珠郡能登町字清真25-14    | 鳳珠郡能登町字九里川尻52字29番     |

#### 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成28年5月10日から同月23日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

#### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 野々市市土地改良区

| 職名  | E | E | 名 | 1 |     | 住         | 所       | 退任年月日      |
|-----|---|---|---|---|-----|-----------|---------|------------|
| 理 事 | 安 | 田 | 彦 | Ξ | 野々市 | 市本町二丁目12番 | 3号      | 平成28年4月13日 |
| "   | 宮 | 﨑 | 嘉 | 裕 | 11  | 清金二丁目78番: | 地       | "          |
| IJ  | 西 | 村 |   | 功 | 11  | 上林二丁目140番 | <b></b> | IJ.        |
| IJ  | 千 | 田 |   | 努 | 11  | 藤平田一丁目38  | 番地      | ıı .       |
| IJ  | 坂 | 本 | 範 | 光 | "   | 稲荷二丁目14番: | 地       | ıı .       |
| "   | 荒 | Ш | 成 | _ | 11  | 御経塚一丁目229 | 9番地     | II.        |
| 監 事 | 藤 | 谷 | 嘉 | 信 | 11  | 本町二丁目17番  | 18号     | II .       |
| II. | 藤 | 井 |   | 繁 | IJ  | 粟田二丁目246番 | <b></b> | ıı .       |
| "   | 北 |   | 敏 | 彦 | 11  | 三日市町150番地 | 1       | ıı .       |

# 土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 野々市市土地改良区

| 職名  | £ | £  | 名 | 1 | 住 所 |             | 所 | 就任年月日      |
|-----|---|----|---|---|-----|-------------|---|------------|
| 理 事 | 安 | 田  | 彦 | Ξ | 野々市 | 市本町二丁目12番3号 |   | 平成28年4月14日 |
| "   | 西 | 村  | 康 | 喜 | "   | 清金末松一丁目70番地 | I | II.        |
| 11  | 小 | 林  | 好 |   | "   | 上林三丁目122番地  |   | II.        |
| IJ  | 進 | 村  | 栄 | 信 | "   | 藤平128番地     |   | II.        |
| JJ. | 坂 | 本  | 範 | 光 | 11  | 稲荷二丁目14番地   |   | "          |
| "   | 荒 | ЛП | 成 |   | 11  | 御経塚一丁目229番地 |   | "          |
| 監 事 | 藤 | 谷  | 嘉 | 信 | "   | 本町二丁目17番18号 |   | "          |
| JJ  | 藤 | 井  |   | 繁 | "   | 粟田二丁目246番地  |   | II.        |
| JJ. | 元 |    |   | 進 | 11  | 三日市町153番地   |   | "          |

#### 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成28年5月11日から同年6月8日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事 業 名                      | 地区(工区)名 | 縦覧に供する書類 | 縦 覧 場 所       |
|----------------------------|---------|----------|---------------|
| 県営中山間地域総合整備事業              | 滓上川流域地区 | 換地計画書の写し | 石川県南加賀農林総合事務所 |
| <b>示百</b> 中田 间 地 域 松 口 至 佣 | (中海工区)  | 突地可囲音の子し | 土地改良部計画課      |

#### 基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

|   | 作 業 |   | 種 | Ĺ | 類   |             | 作 業 期 間      | 作 業 | 地 | 域 |  |
|---|-----|---|---|---|-----|-------------|--------------|-----|---|---|--|
| 基 | 本   |   | 測 |   | 量   | 平成28年5月9日から | 羽咋郡志賀町       |     |   |   |  |
|   | (一等 | 磁 | 気 | 測 | 量 ) |             | 平成29年3月31日まで |     |   |   |  |

# 基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年5月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

|                      | 作 | 業 | 種 | 類 |   | 作業    | 期    | 間   |     | 作  | 業 | 地 | 域 |  |
|----------------------|---|---|---|---|---|-------|------|-----|-----|----|---|---|---|--|
| 基                    |   | 本 | 測 |   | 量 | 平成27年 | 4月1  | 日から | 県内生 | 全域 |   |   |   |  |
| /「電子国土基本図(地図情報)」修正 \ |   |   |   |   |   | 平成28年 | 3月31 | 日まで |     |    |   |   |   |  |
| 測量及び「国土広域情報」修正測量     |   |   |   |   |   |       |      |     |     |    |   |   |   |  |